

添付法令資料 3 :

ヌサンタラ首都庁における物品／サービスの調達に係る国産品の
使用促進に関する2026年5月18日付ヌサンタラ首都庁長官規則No. 8 (目次)
同月25日施行

第 1 章	総則 (第 1 条及び第 2 条)
第 2 章	国産品の使用 (第 3 条及び第 4 条)
第 3 章	ヌサンタラ首都庁における国産品の使用促進チーム (第 5 条)
第 4 章	輸入製品の使用に係る管理 (第 6 条)
第 5 章	監督 (第 7 条)
第 6 章	表彰及び制裁 (第 8 条)
第 7 章	終則 (第 9 条)